

松江市告示第 126 号

松江市建設工事入札参加者等選定要領（平成 17 年松江市告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(審査会の審査範囲) 第 10 条 審査会は、請負対象設計金額 <u>200</u> 万円(測量業者等の選定にあっては <u>100</u> 万円)以上の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査を行う。この場合において請負対象設計金額 1 億円(測量業者等の選定にあっては 1,500 万円)未満の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査については、副委員長が委員長の職務を代行する。 (入札参加者の推薦の方法)	(審査会の審査範囲) 第 10 条 審査会は、請負対象設計金額 <u>130</u> 万円(測量業者等の選定にあっては <u>50</u> 万円)以上の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査を行う。この場合において請負対象設計金額 1 億円(測量業者等の選定にあっては 1,500 万円)未満の指名競争入札に係る入札参加者の選定の審査については、副委員長が委員長の職務を代行する。 (入札参加者の推薦の方法)
第 12 条 契約検査課長は、指名競争入札に係る入札参加者の推薦を行う。ただし、請負対象設計金額 <u>200</u> 万円(測量業者等の推薦にあっては <u>100</u> 万円)未満の指名競争入札に係る入札参加者の推薦は、当該主管課長が行う。	第 12 条 契約検査課長は、指名競争入札に係る入札参加者の推薦を行う。ただし、請負対象設計金額 <u>130</u> 万円(測量業者等の推薦にあっては <u>50</u> 万円)未満の指名競争入札に係る入札参加者の推薦は、当該主管課長が行う。
2・3 略	2・3 略

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。